(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)である場合)

(別紙) 解(本工事に	要する	費用	筌につ	しいて	7
١	ノフコリン	/	ナーナル	9 7 3	見 / ロ・	サルー ノ	ν '	~

(1)	解体工事に要する費用	円
-----	------------	---

(2) 再資源化等に要する費用 円

(3) 分別解体等の方法

	工程	作 業 内 容	分別解体等の方法			
	①仮設	仮設工事	□手作業			
工程		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
_"	②土工	土工事	□手作業			
との		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
作業	③基礎	基礎工事	□手作業			
内		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
容及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業			
び解		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
体	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業			
方法		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
	⑥その他	その他の工事	□手作業			
	()	□有 □無	□手作業・機械作業の併用			

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施	設	の	名	称	所	在	地